

ラジオ広報（平成 22・23 年度の保険料率について）3/8（月）放送

アナ	<p>皆さま、こんにちは。「長寿医療ひとくちメモ」のお時間です。</p> <p>今週は後期高齢者医療制度に関する様々な情報をお届けいたします。本日は後期高齢者医療制度の保険料について、この制度を運営しております栃木県後期高齢者医療広域連合の〇〇さんにお話を伺いたいと思います。〇〇さん、よろしくお願ひします。</p>
〇〇	はい、よろしくお願ひします。
アナ	<p>昨年の6月の番組で平成21年度の保険料についてお伺ひしていますが、おさらいということで、もう一度、保険料のことを教えていただけますか。</p>
〇〇	<p>はい、保険料は均等割額と所得割額の二つを足したものです。</p> <p>均等割額というのは、一人一人に等しく負担していただく額のこと、所得割額というのは、その方の所得に応じて負担していただく額のことを言ひます。</p> <p>所得割額を算出するための率を所得割率と言ひ、その所得割率と均等割の額の二つを合わせて保険料率と言ひまして、これが保険料を算定するための基本になってひます。</p> <p>平成21年度の保険料率は、均等割額が37,800円、所得割率が7.14%となっていますが、平成22年度は、この保険料率が見直されます。</p>
アナ	なぜ、その保険料率を見直すことになるのでしょうか。
〇〇	<p>はい、この制度では、被保険者の皆さんが病院等を受診された場合、窓口で医療費をお支払いただきますが、その金額は、医療費の一部で、残りの医療費は、国、県、市町から約5割、現役世代から約4割、残りの約1割が被保険者の方に負担していただく保険料によって賄われています。</p> <p>保険料率は、診療報酬の見直しの時期に合わせて2年ごとに見直しをすることになっており、被保険者数が年々増加し、それに伴って医療費も今後増加することが予想されることから、制度の運営に必要な保険料を確保する必要があるため、平成22、23年度の保険料率を見直すこととなりました。</p>
アナ	なるほど。それでは、保険料率は具体的には、どうなるのですか。
〇〇	<p>はい、医療費が増加することにより、平成22、23年度の平均保険料は、今年度と比べて引き上げざるを得ない状況となりました。</p> <p>そのため、保険料額の増加を出来る限り抑えるようにしたところ、栃木県においては、均等割額は平成21年度と同じ37,800円、所得割率は現行の7.14%から7.18%となりましたが、保険料額としては平成21年度とほとんど変わらない結果となりました。</p>
アナ	<p>ありがとうございました。</p> <p>この番組についてのお問い合わせは、 栃木県後期高齢者医療広域連合 電話028-627-6805 までお願ひいたします。明日は保険料の軽減措置についてお話を伺ひます。 〇〇さん、今日はありがとうございました。</p>
〇〇	ありがとうございました。